

国分寺市幼児養育費補助金について

補助の概要

地域や保護者ニーズに応え教育活動を行っていて、子育て支援の重要な拠点となっている幼児教育類似施設で、補助対象施設として市に登録をしている施設に通っており、以下の要件を満たしている場合、施設に支払った保育料のうち、上限額の範囲内で補助が受けられます。補助対象施設の種類によって、申請要件及び補助限度額が異なります。

補助対象施設 種類	基本施設	地域子ども・子育て支援事業対象 施設
申請要件 (右欄すべて を満たすこと)	1 月の初日に保護者及び対象幼児が国分寺市民であること。 2 対象幼児が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した未就学児であること。 3 対象施設等に月の初日に在籍していて、週3日以上かつ週12時間以上の利用が契約等又は、利用承認されていること。 4 この補助金以外の公的支援(施設型給付費・幼児教育無償化による施設等利用給付・保護者負担軽減補助金・保護者助成金など)を受けていないこと。	1 月の初日に保護者及び対象幼児が国分寺市民であること。 2 対象幼児が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した未就学児であること。 3 対象施設等に月の初日に在籍していて、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上の利用の利用が契約等又は、利用承認されていること。 4 この補助金以外の公的支援(施設型給付費・幼児教育無償化による施設等利用給付・保護者負担軽減補助金・保護者助成金など)を受けていないこと。 5 企業主導型保育事業を利用していないこと。
補助限度額	5,000円(月額)※1	20,000円(月額)

※1 この補助金は、市の公費負担による補助のため所得税法上の「雑所得」となりますので、その他の所得金額(給与所得以外)との合計額によっては、申告が必要となる場合があります。申告手続きや税額の計算方法等、詳細は管轄の税務署等へお問い合わせください。

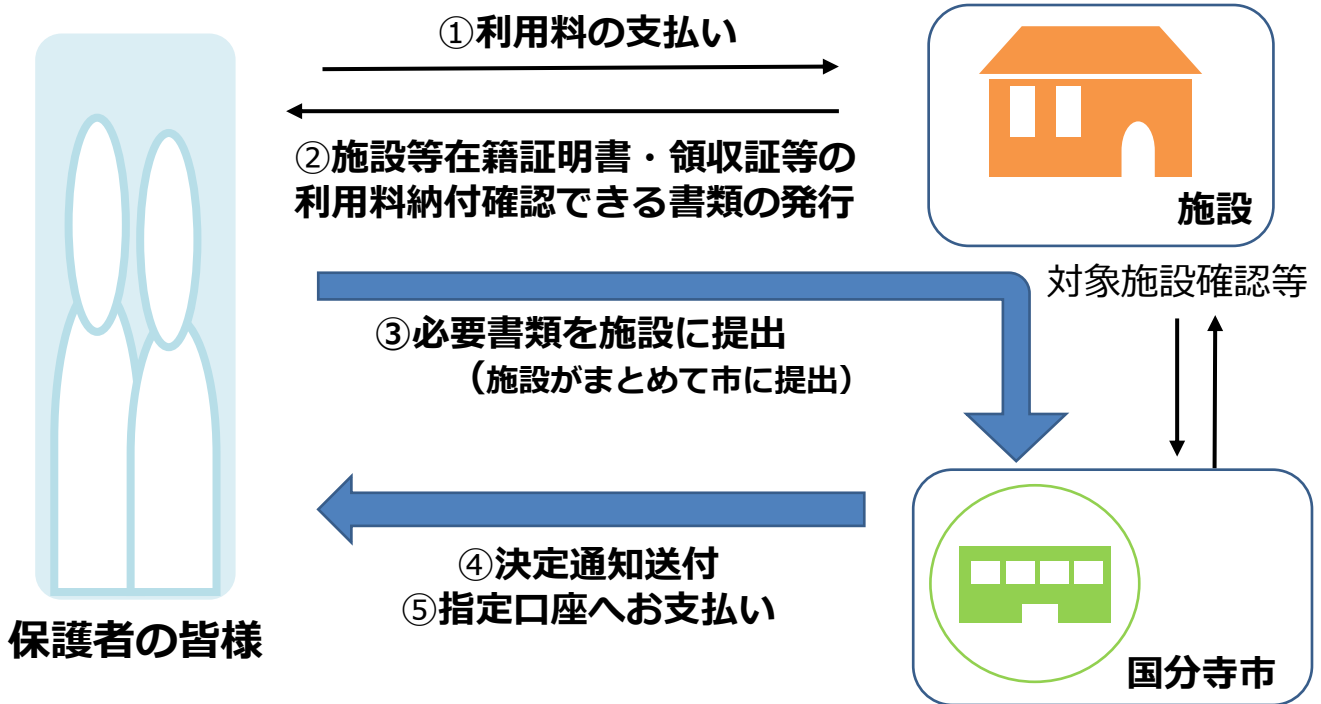
請求・支払の回数など

申請の時期は、年2回・半年ごと

* 4月～9月の利用分 : 10月頃に市に請求、11月頃に支払い

* 10月～3月の利用分 : 4月頃に市に請求、5月に支払い

申請から給付までの流れ



補助金対象施設等について

- 「補助対象施設」の登録は、幼児教育・保育の無償化対象外となっているが、子育て支援の重要な拠点となっている幼児施設（店舗や託児サービス、親族等の子どもを預かるものを除く。）で、幼児教育・保育無償化等、公的支援を受けていない市在住の幼児が通う場合、申請が必要となります。
- 年度の途中に補助対象施設登録が完了となった場合は、対象月の遡及は行いませんので、ご注意ください。
- 月の初日に在籍していて、利用施設が発行する保育料の納付や在籍の確認できる書類の添付が必要となります。
- 申請書の配布や提出の取りまとめは、施設経由で行う予定です。
- 申請書類提出後、内容確認等を行い交付決定通知送付後、指定口座にお支払いさせていただきます。